

原著

第二ロンドン信仰告白に見る、17世紀イギリス・バプテストの 教派アイデンティティーについて（1） —ウェストミンスター信仰告白との比較から—

金丸 英子

＜要旨＞

バプテストの信仰理解において今までその影響の影を落としている第二ロンドン信仰告白（初版1677年）は、イギリス長老派の信仰告白であるウェストミンスター信仰告白を下敷きにして作成されたものである。17世紀のバプテストたちは、自らの信仰告白作成にあたり、多くの部分でウェストミンスター信仰告白の文言を受入れながらも、その中で、バプテスト派の教派的主張を鮮明に打ち出すことを怠らなかった。ウェストミンスター信仰告白と第二ロンドン信仰告白の比較を通じ、17世紀のイギリス・バプテストが自らの教派アイデンティティーをどこに置こうとしていたのか。その考察をすすめたい。今回は、第二ロンドン信仰告白中、第1章「聖書」、第24章「行政長官について」をウェストミンスター信仰告白の該当部分と比較し、分析と検討を試みている。

キーワード：17世紀イギリス・バプテスト、バプテスト信仰告白、教派的アイデンティティー

序　バプテスト史における第二ロンドン信仰告白の影響と研究価値

17世紀のカルヴァン主義バプテスト派（以下、文中では「パティキュラー・バプテスト」）が作成した第二ロンドン信仰告白（1677年初版）は、イギリス・バプテスト派によって作成された複数の信仰告白のうち、今日までもっとも重要、かつ影響力のある信仰告白である¹⁾。「第二」と呼ばれるからには、それ以前にもうひとつ別の信仰告白が存在しなければならない。それが1644年のロンドン信仰告白であり、便宜上、第一ロンドン信仰告白と呼ばれているものである。この第一ロンドン信仰告白は、バプテストの歴史上はじめて、教会を「見える教会」として強調し（33章）、浸礼（洗礼の執行様式で、従来の滴礼、灌水礼とは異なり、体全体を水の中に沈めるバプテスト特有の方法）がバプテスマの正しい形式であることを明記（40章）した点に価値がある。そういう意味から第一ロンドン信仰告白は、「その後のバプテスト教会の歴史に大きな影響を与えてきた…。」という評価を研究者によって与えられている²⁾。

それに対して、第二ロンドン信仰告白は、次の2点

の故に第一ロンドン信仰告白よりも、永続的に、広範囲にわたって影響を残していると言える。まず、第二ロンドン信仰告白は、第一ロンドン信仰告白の内容を損なわずに、当時のプロテスタント諸派との間に教理面の共通点を見いだす努力をしつつ、バプテスト派特有の信仰理解を主張した。また、第二ロンドン信仰告白は、アメリカ・バプテストの最初の信仰告白であり、その後のアメリカにおけるバプテストの信仰告白のモデルとなったフィラデルフィア信仰告白（1742年）の元本となった。フィラデルフィア信仰告白に盛られた内容は、19世紀後半から20世紀前半にかけて海外に赴いた多くのバプテスト派宣教師によって現地に紹介され、受け入れられている。因みに、1947年の日本バプテスト連盟結成時に日本最初のバプテスト信仰宣言が採択されているが、その時の下敷きになったのも、フィラデルフィア信仰告白の流れを汲む1925年版南部バプテスト連盟 信仰と使信の声明であった。このように第二ロンドン信仰告白は、第一ロンドン信仰告白よりも広く多様な仕方で、様々なバプテストグループに影響を与えている。

ところで、第二ロンドン信仰告白は、第一ロンドン信仰告白の内容を損なわない仕方で、教理理解においてプロテスタント他派との協調を模索しつつも、バプ

第二ロンドン信仰告白に見る、17世紀イギリス・バプテストの教派アイデンティティーについて

テストの教理的独自性を表明したという事実は、当時のパティキュラー・バプテストたちが何をもって自らをバプテストと捉えていたかという自己理解、または、教派アイデンティティーに関わる問い合わせ研究価値を含んでいると言える。第二ロンドン信仰告白は、第一ロンドン信仰告白を元本として、イギリス長老派のウェストミンスター信仰告白（1646年完成、1648年承認）を参考にしながら作成された。そのため、第二ロンドン信仰告白には、ウェストミンスター信仰告白の文言をそのまま借りて、自らの信仰告白としている部分が多く見られはするものの、文言の言い回しや文章の配列の変更、また、まったく新しい項を挿入するなど、大胆な編集を行ない、バプテスト派の教派的主張を打ちだそうとする試みが見てとれる。このことは、第二ロンドン信仰告白を作成したバプテストたちが、その様式や文言の採用において、神学の面では基本的にウェストミンスター信仰告白に依拠しつつも、それに甘んじることなく、長老派の教義に対して、バプテスト派として相容れることのできない教派の立場を明らかに認識していたことを推測させる。また、教派的独自性を単に「認識していた」だけではなく、告白として文言化する意思のあったことも同様に推測できる。そのような作業は、自らの信仰的立場を明確に把握し、教派アイデンティティーを意識していないところでは不可能であろう。そうであれば、第二ロンドン信仰告白を作成したパティキュラー・バプテストたちは、どこに自らのバプテストとしての自己理解を見ていたのだろうか。その点を明らかにすることは、当時のバプテスト達が何をもって自らをバプテストと理解していたのかという教派アイデンティティー理解につながる大切な問い合わせである。

I. 第二ロンドン信仰告白作成の背景

第二ロンドン信仰告白が作成された1677年は、国王チャールズ2世が1660年から1688年にかけて行なった大規模な宗教弾圧が、若干弛んだ時期と重なる。1649年の議会派による国王チャールズ1世の処刑、貴族院と王制の廃止によって勝利を収めたイギリス革命は、1658年のクロムウェルの死後、混乱を極めるようになった。その後、1660年には前王の息子であり、亡命中であったチャールズ2世が帰国し、王制復古の時代が到来した。それによって英國国教会を國の宗教と定める国教会制度が復活し、バプテスト派やクウェーカー派などの非国教徒に対する迫害が再び始まることになった。

た。宗教弾圧が激化するにつれ、非国教会グループの間に団結の動きが出はじめた。その中でも長老派、会衆派、バプテスト派は相互に接近はじめ、教派の違いを超えて教理の一一致点を模索し、まとまりを持つことにより、協力と団結の足場をつくろうとした。その際、重要な役割を果たしたのが長老派のウェストミンスター信仰告白であった。長老派以外の教派は、ウェストミンスター信仰告白を手本とし、それにそれぞれの信仰的立場を加筆することで自らの信仰告白を作成した。バプテスト派もこれに倣い、ウェストミンスター信仰告白に照らし合わせて第一ロンドン信仰告白を改訂し、第二ロンドン信仰告白を公にしたとなった。

II. ウェストミンスター信仰告白の神学的特徴

ウェストミンスター信仰告白は、国王派時代の教会制度であった主教制に代わる新しい教会制度を検討するため、議会によって設置されたウェストミンスター神学者会議が作成・制定した信仰箇条である。公布後は各国の長老派の信仰基準となり、長い間、教会制度を巡って対立していたスコットランドにおいても、これが正式の信仰告白とされるようになった³⁾。「主教制に代わる新しい教会制度」の制定は、即、新たな信仰箇条の制定を意味しているが、ウェストミンスター信仰告白は、女王エリザベスの時代に発布された、39箇条という国教会の教義に代わるイギリスの信仰箇条であった。

ウェストミンスター信仰告白の内容は全33章で構成され、神学的傾向としては、第3章「神の永遠の選びについて」、第10章「有効な召し」で表わされている「救済の予定説」や、第17章「聖徒の保持」に見られるように、カルヴァン主義神学の影響が色濃く出ている⁴⁾。このような鮮明なカルヴァン主義神学の影響と相まって突出しているのは、39箇条にあったニカイア信条、アタナシオス信条、使徒信条の3つの信条への言及がなくなり、それに代わって、第1章「聖書」に表わされた聖書主義の強調である⁵⁾。ウェストミンスター信仰告白はこのように、宗教改革の神学原理である聖書主義をもって信仰告白全体の基盤とし、カルヴァン主義神学の特徴を備えた、宗教改革の神学の流れを汲む信仰告白の典型と言える。

III. 比較

ウェストミンスター信仰告白と第二ロンドン信仰告白を比較すると、信仰告白の章の総数が、前者が33章、後者は32章で、長さはほとんど同じである。第二ロンドン信仰告白は、国教会勢力の圧力に対抗するためにウェストミンスター信仰告白を受容し、プロテスタン卜諸派との教理的相違の一一致点を見出そうとしたパティキュラー・バプテストの手によるため、信仰の基本的内容や叙述の順序がウェストミンスター信仰宣言と重なる部分が多く見られる。しかし顕著な相違部分もある。第二ロンドン信仰告白だけに含まれているのは、第20章「福音とその恵の広さ」であり、反対にウェストミンスター信仰告白だけに入っているのは第30章「教会の譴責について（Church Censure）」、第31章「大会と教会会議について（Synods and Councils）」である。

これら2つの信仰告白の原文を各章毎に比較した結果、第二ロンドン信仰告白には、ウェストミンスター信仰告白に対して加筆挿入された部分、削除された部分、変更された部分を複数確認できたが、本論文ではとりわけ、バプテスト派に特徴的な信仰理解の主張と判断される部分に絞った。それに該当する部分は、第二ロンドン信仰告白の第1章「聖書」、第7章「神の契約」、第8章「仲保者イエス」、第24章「行政長官について」、第25章「教会」、28章「バプテスマと主の晩餐」、29章「バプテスマ」である。これらの章をウェストミンスター信仰告白の該当箇所と比較することにより、長老派とは異なるバプテストの聖書主義、政教分離、教会論、礼典論の特徴を読み取ることができるであろう。そして、その異なった部分にバプテストの教派的特徴とその主張を見いだせる。上にあげた章から、今回は、聖書主義と政教分離に関する章を取り上げ、比較と検討を試みる。残りの教会論、礼典論は、後日、与えられた機会に譲りたい。

1 聖書主義： 第1章「聖書」、第7章「神の契約」、第8章「仲保者イエス」から。

ウェストミンスター信仰告白は、聖書解釈の規範については、先に述べた3大信条の採用を退け、第1章「聖書について」にあるように、「御靈の新しい啓示によるものであれ、人間の伝承によるものであれ—何ものも、またいかなる時にも、これに附け加えられてはならない……教会は、最終的には聖書に訴えるべきで

ある……聖書解釈の誤りなき基準は、聖書それ自体である…」として、聖書解釈と信仰の規範としての権威を聖書のみに求める聖書主義の立場をとっている。聖書主義については、第二ロンドン信仰告白はウェストミンスター信仰告白に倣ってはいるが、第1章「聖書について」では、次の文章を加筆し、バプテストの聖書主義の立場を改めて主張している。

聖書は、救いにいたる知識、信仰と従順のすべてについての唯一の、確実な、誤りのない規範である（斎藤剛毅編、『バプテストの信仰告白』改訂版、143頁）。

第二ロンドン信仰告白の第1章では、この告白を文頭に置いた後、ウェストミンスター信仰告白の第1章の全文がつなげられている。このように、あたかも畳みかけでもするかのように告白されているバプテストの聖書主義は、第7章「神の契約」にも見られる。ここでは、ウェストミンスター信仰告白第7章の「神と人間との契約」の半分の量にあたる4、5、6項を全削除。全体を3項にまとめている。その第3項は、ウェストミンスター信仰告白の第3項を大幅に改訂し、一見、全く新しい独立挿入の章であるかのような出来上がりとなっている。その第3項では、ウェストミンスター信仰告白の第3項と同じく、人間の救いは神の恵みの契約によることが告白されている。しかし、ウェストミンスター信仰告白が、神の恵みの可視的なものとしてのサクラメント（秘蹟）と関連させて「救いをもたらす契約」を言及しているのに対し⁶⁾、第二ロンドン信仰告白はそれを採用せず、福音書に記されている契約のみに言及し、人間に救いをもたらす権威は、聖書以外にないと主張をしている⁷⁾。

このような権威としての聖書への集中は、続く第8章「仲保者イエス」でも見ることができる。ウェストミンスター信仰告白の第8章は全8項で構成されているが、第二ロンドン信仰告白になると、若干長くなり、全10項になっている。その中で、第8項目の最後部分から、それに続く第9項、第10項は新たに加筆挿入されたものである。両信仰告白の該当章では、それぞれの第1項から第7項で、神と人間の唯一の仲保者であるイエス・キリストの権能が綿密に叙述されている。第二ロンドン信仰告白はそれに加えて、独立して挿入された第9項、第10項で、預言者、祭司、教会の王というイエス・キリストの救い主の職務に関する理解が列挙されている。これは、教会で伝統的に採用されてきたキリスト理解であるが、内容は、聖書に記されているキリスト告白そのままである。

これらの章以外にも、第二ロンドン信仰告白には、ウェストミンスター信仰告白に加筆することにより、バプテスト派の聖書主義の主張が見られるが、ここではその代表格を挙げておく。第二ロンドン信仰告白だけに含まれている第20章「福音とその恵の広さ」では、聖書の言葉が持つ力と権能を告白する。そこでは、キリストによる救いの約束が聖書に啓示されていること（第2項）、神の言葉の宣教によって罪人が救いに招かれ、その宣教の業は個々人に向かってなされていること（第3項）、福音宣教の業は、聖霊の働きを伴って魂の新生と救いをもたらすが、その働きは死んだ者たちにまで及ぶとされ、聖書の権威に対する更なる言及がなされている。

2. 政教分離と信教の自由： 第24章「行政長官について」から

複数の研究者は、ウェストミンスター信仰告白と第二ロンドン信仰告白の礼典理解の相違については指摘しても、両者の「行政長官について」の告白の相違についての言及はほとんどない⁸⁾。バプテスト派は発生の頃から、行政長官に関する信仰の姿勢を鮮明にしてきた⁹⁾。このことは、行政長官に対する信仰告白の中にバプテストの教派的特徴を反映させようとしてきたことを示唆する。

行政長官については、ウェストミンスター信仰告白は全4項、第二ロンドン信仰告白は全3項にまとめている。内容的には、両者とも最初の2項ではほとんど相違が見出せない。相違が明らかになるのは、第3項目以下である。第3項では次のようにになっている。ウェストミンスター信仰告白では、行政長官には教会の説教、礼典、牧会を執行する権限がないとしながらも、教会内の秩序、調和、平和の維持、神に対する冒涜や異端を鎮め、礼拝をはじめとするあらゆる教会の営みに腐敗が見られ、礼典が正しく執行されていない場合、それを戒め、改革する権限が与えられていることが明文化されている。また、必要ならば、行政長官が教会会議（synods）の召集者となることができるとも記している。

それに対して第二ロンドン信仰告白では、行政長官はあくまで市民生活の秩序と平和を守り、市民が「静かで平和な生活を彼らの下で過ごすことができるため」（第24条3項）、「神によって定められ、…立てられているのである」（第24条1項、3項）との線を崩していない。また、ウェストミンスター信仰告白とは異な

り、行政長官が教会内に発生した問題の解決や懲戒を行なう権限を有するというの言及はない。第二ロンドン信仰告白では、「英連邦国の健全な法律」（24章2項）の執行者としての行政長官の権限は認め、その権限に従順であることを奨めてはいるものの、教会（宗教）内の諸事情に対する権限の行使については、一言も触れていない。

両信仰告白は共々に、行政長官の命令に服従すること、行政長官のために祈ることが明記されてはいる。しかし、ウェストミンスター信仰告白は、この祈りの行為を、「行政長官をたたえ、感謝と尊敬を捧げ、彼らの命ずる合法的な命令に従い、彼らの権威に服従する」行為とし、それに「良心のゆえに」という文言を併記。行政長官への祈りを「国民の義務（duty）」と記している（第23章4項）。これに対して、第二ロンドン信仰告白では、国民的義務としての行政長官に対する祈りという表現はなく、むしろ、公僕として、合法的な事柄のために行政長官に従うことは「主にあって、自らがなすべきことであり（ought to be yielded by us, in the Lord）、…神の懲罰ゆえにではなく、自らの良心のゆえである」とし、教派全体としてではなく、個人の自発的な行為としての行政長官のための祈り、命令への服従を強調している¹⁰⁾。

第二ロンドン信仰告白では、教会や宗教の事柄に行政長官の権威と権限が行使されることを牽制する姿勢がウェストミンスター信仰告白よりも鮮明である。このことは、バプテストの国家に対する姿勢が長老派よりも対峙的であったことを暗示してはいるが、その点では元本となった第一ロンドン信仰告白の方がはるかに過激で先鋭的であり、第二ロンドン信仰告白では、やや穏健となっている¹¹⁾。第二ロンドン信仰告白の執筆者は、告白文作成の過程で第一ロンドン信仰告白のその部分を全く削除し、行政長官に対する姿勢については、より長老派への歩みよりを示してはいるものの、バプテストの教派的特徴である政教分離の観点から、抑制しながらも、主張すべき要點は告白として明確にしていることが読み取れる。

IV. まとめ： 比較から読み取れる17世紀バプテストの自己理解

1670年代後半のパティキュラー・バプテストたちは、長老派のウェストミンスター信仰告白を手本にして、当時、手元にあった第一ロンドン信仰告白を改訂し、1677年に第二ロンドン信仰告白を作成した。研究者は、

「その（第二ロンドン信仰告白に引き継がれた第一ロンドン信仰告白の）原理は一貫していると『第二ロンドン信仰告白の』序文はのべているけれども、プロテスタント信仰の基本に関してはウェストミンスター信仰告白と完全に一致している」と言う¹²⁾。今回、両信仰告白の全文を突き合わせて比較した結果、研究者の指摘する通り、多くの部分で一致する点は見いだせる。

しかし、それらをして、ウェストミンスター信仰告白と第二ロンドン信仰告白の信仰がほぼ「完全に一致している」かのような印象を与える記述には、筆者は同意できない。そう言いきるにはまず、第一ロンドン信仰告白と第二ロンドン信仰告白に一貫しているとの研究者が言う、その「原理」がどのようなものであるか明らかにする必要がある。更に、第二ロンドン信仰告白全体をより丁寧に読む時、同研究者の「（第二ロンドン信仰告白では）教会の会員資格についても成人洗礼を受けたものに限定されていない」¹³⁾という、バプテスト派の信仰と教会理解の真髓に抵触するこのような見解の記述は避けられるように思う。確かに第二ロンドン信仰告白には、成人洗礼を受けたものをもって教会員とするという表現は見当たらない。が、第26章「教会について」、第27章「聖徒たちのまじわりについて」、第29章「バプテスマについて」には、成人洗礼を前提とした教会員資格が明らかに意識されて述べられている。この点に関しては、「第二ロンドン信仰告白」の教会論と礼典論をウェストミンスター信仰告白のそれとをていねいに比較することによって、明らかにされなければならない。

今回の比較から、17世紀のパティキュラー・バプテストたちは、聖書主義と政教分離の主張をもって自らの教派的主張をし、そこにバプテストとしての自己理解を置いていたことが明らかになってきた。聖書主義は、宗教改革によるプロテスタントの信仰原理であるため、ウェストミンスター信仰告白にもその聖書主義がはっきりと告白されている。第二ロンドン信仰告白はその聖書主義をさらに強調するかのように、第1章の「聖書について」をはじめとする複数箇所で、信仰生活の規範としての聖書の権威に言及している。第24章「行政長官について」では、教会に対する行政長官の権威と権限には言及せず、政治権力が信仰の領域に踏み込むことを牽制している。そして、ウェストミンスター信仰告白が、行政長官が教会会議を召集する権限を有しているとの告白を、第二ロンドン信仰告白は当然ながら削っている。バプテストに際立って特徴的である政教分離原則の表出である。

1) 斎藤剛毅編、『資料 バプテストの信仰告白改訂版』（東京・ヨルダン社、2000年）、414頁。イギリスバプテストには、ジェネラル・バプテスト（General Baptists）、パティキュラー・バプテスト（Particular Baptists）の二つの大きな流れが存在した。カルヴァン主義バプテスト派は後者を指すが、それはカルヴァン主義の「特定救済（particular atonement）」と呼ばれる神学的立場を主張したためである。カルヴァン主義バプテスト派の存在は、1644年に彼らによって公にされたロンドン信仰告白をもって示される。

2) Philip Schaff, ed., *The Creeds of Christendom*, vol. 1 (Grand Rapids, Michigan: Baker Books, reprinted in 1996), 855.

3) 浜林正夫、『イギリス宗教史』（東京・大月書店、1998年、第5版）、151頁。

4) 第3章「神の永遠の選び」には、「神の聖定によって、神の栄光があらわれるために人間と御使いのうちのある者は永遠の生命に予定され、他の者は永遠の死にあらかじめ定められている。」、第10章「有効な召命について」には、「神は生命に予定したもうすべての者を—そしてこれらの人々のみを—神が定め承認された時に、神の御言と御靈によって有効に召すことをよしとしたもう。」、第17章「聖徒の保持について」では、「神が受け入れたもうた者たちは…恩恵の状態から全面的にあるいは窮屈的に落ちることはできず、むしろ最後にいたるまでその状態の中に確実に保持され、永遠に救われる…」とある（ヘンリー・ベッテンソン編、『キリスト教文書資料集』〔東京・聖書図書刊行会、1962年〕、342頁、343頁、344頁）。

5) 浜林、152頁。「39箇条」の第8章「3つの信条について」が入っており、聖書に並んで権威を付与されている。ウェストミンスター信仰告白の第1章「聖書について」では、「御靈の新しい啓示によるものであれ、人間の伝承によるものであれ—何ものの、またいかなる時にも、これに附け加えられてはならない……教会は、最終的には聖書に訴えるべきである……聖書解釈の誤りなき基準は、聖書それ自身である…」となっており、信条への権威付与は避けられている。

6) "Under the gospel, when Christ the substance was exhibited, the ordinances in which this covenant is dispensed are the preaching of the word and the administration of the Baptism and the Lord's Supper..."(Chapter VII, 'Of God's Covenant with the Man', Art.6).

7) "The Covenant is revealed in the Gospel;..." (Chapter VII, 'Of Gods Covenant', Art. 3).

8) バプテスト史の斎藤剛毅、イギリス史の浜林正夫両氏はそれぞれの『バプテストの信仰告白』418頁、『イギリス宗教史』168頁で、バプテストの礼典理解を述べているが、行政長官に関する信仰告白を巡る長老派とバプテスト派の相違には触れていない。この相違は、礼典理解や教会論の相違と並んで、極めてバプテストの教派的特徴を示している点であると言えるため、これまで研究者の関心が集められなかつたことが残念である。

9) 例えば、バプテスト教会の創設者トマス・ヘルウィスの信仰宣言には、政府と行政長官に対する告白がなされている（オランダのアムステルダムに居留するイギリス人の信仰宣言[1611年]、第24章）。第一ロンドン信仰告白（1644年）では、第48章、49章、50章、51章においても同様である。第二ロンドン信仰告白では、第24章に全3項をもって、行政長官に対する告白がなされている。

10) 斎藤編の訳では、“ought to be yielded by us”を「わたしたちがなすべき義務」となっている。そのような訳は可能であるが、ウェストミンスター信仰告白の“It is the duty of people to pray for magistrates,...”という表現と比較する時、第二ロンドン信仰告白はより緩やかなニュアンスをもたせる文言となっているので、ここでは「わたしたちのなすべきこと」とした。

11) パティキュラー・バプテストによるものでありながら、第一ロンドン信仰告白では次のようにになっている。「わが国における行政上の最高権威は、国王と国によって自由に選ばれる議会であるとわたした

ちは信じる。…わたしたちは主にあって服従し、従順であるように拘束されている。…しかしながらわたしたちが現在承服できず、わたしたちの良心が服従することを拒む教会法を、彼らはその執行を義務と考えていても、わたしたちが積極的に服していながらと言ってわたしたちが不当に苦しめられるべきではない。わたしたちは彼らの喜びのために、自分たちの人格を屈服せしめるべきであろうか（第一ロンドン信仰告白第49章）」。

12) 浜林、168頁。

13) 前掲書、169頁。浜林の指摘通り、第二ロンドン信仰告白第26章「教会について」には、会員資格としての成人洗礼の言及はない。がしかし、5項「彼らが、御前で、み言に定められた従順のすべての道を歩むため (“they may walk before him in all the ways of obedience, which he prescribeth to them in his Word)」、「彼らは、このように召した人たちに相互に向上するために、…教会において共に歩みをすることを命じられる “he commandeth to walk together in …Churches, for their mutual edification…”」、6項「これらの教会の会員は、召しによる聖徒たちである。彼らは（告白と歩みにおいて）キリストの召しに対する従順を見る形であらわし、…キリストの定めにより、共に歩むことを心から同意し、…福音の定めに従うことを行ふのである (“The Members of these Churches are Saints by calling, visibly manifesting and evidence,…and do willingly consent to walk together according to the appointment of Christ,…by the will of God, in professed subjection to the Ordinances of the Gospel.”)」にある「従順の道を歩む」、「相互に」、「共に歩む」は、教会における会員の在り方を表わすときに、バプテストが好んで用いる表現である。また、バプテストでは信仰の告白と会員となるためのバプテスマ（洗礼）は分けて考えないので、「キリストの定めにより、共に歩むことを心から同意し、…福音の定めに従うことを告白する」行為は、成人洗礼を受けることにより、会員資格を有する者を指している。

**Denominational Identity of the Seventeenth-Century English
Baptists Observed in the Second London Confession of 1677
in Comparison with the Westminster Confession of Faith**

Eiko Kanamaru

<Abstract>

On creating Second London Confession of Faith of 1677, the English Baptists of that time showed no hesitations to borrow the order of chapters and theological expressions from the Westminster Confession of Faith of the English Presbyterians. In spite of such a deep indebtedness to the Presbyterians, the seventeenth-century Baptists carefully discriminated own theological orthodoxy from the Presbyterian's Calvinistic theology in order to comply their confession. This fact implies that the seventeenth-century English Baptists were eager to assert their denominational distinctives through such editorial efforts. In this paper, I will explore the denominational identity of the English Baptists of that time, which was observed in the Second London Confession of Faith, by comparing selective chapters of the both Confessions of Faith.